資料４

「いじめ防止対策推進法」を踏まえた本市の対応

「いじめ防止対策推進法」を踏まえた本市の対応（概要）

青森市教育委員会

国

いじめ防止対策推進法（H25.9.28　施行）

いじめ防止等のための基本的な方針（H25.10.11 文部科学大臣決定）

県

青森県いじめ防止基本方針（H26.6　策定）

県いじめ問題対策連絡協議会（設置）

県教育委員会附属機関（設置）

（連携）

市

【市長部局】

【市教育委員会】

青森市いじめ防止基本方針〔第 12 条〕
平成 27 年３月策定

青森市いじめ問題対策連絡協議会〔第 14 条１項〕
平成 27 年６月開催（予定）

（☆）青森市いじめ防止対策審議会
〔第 14 条３項〕
平成 27 年６月設置

学校

学校いじめ防止基本方針
〔第 13 条〕
平成 26 年３月策定

（★）いじめ防止等の対策のための組織
〔第 22 条〕
平成 26 年３月設置

（★）重大事態発生時の調査組織
〔第 28 条１項〕
平成 26 年３月設置

重大事態

重大事態発生

市長の下での調査を望む場合

附属機関
〔第 30 条２項〕

重大事態発生

重大事態発生を市長に報告

（☆）重大事態発生時の調査組織
〔第 28 条１項〕
※青森市いじめ防止対策審議会が兼ねる

調査結果を市長に報告

再調査が必要と認めた場合